

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻における
修士学位論文および修士の学位審査に関する指針

(平成 21 年 6 月 11 日 博士課程委員会承認)

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻では、修士学位論文の内容について次のような指針を設ける。この指針にそって、作成された論文に基づいて修士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、修士（保健学）、修士（看護学）いずれかの学位の授与を行う。

- (1) 修士の学位を受ける者は、専攻分野における研究能力、高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有する必要がある。修士学位論文は、これらの能力を習得するために行われた専攻分野の発展に貢献する研究内容を含む必要がある。
- (2) 修士学位論文の内容について、各分野で開催される修士論文発表会・審査会で学術研究に相応しい発表、討論がなされなければならない。
- (3) 修士論文発表会は、公開で行う。
- (4) 修士論文の審査及び最終試験合否は、修了者判定会議の議を経て、保健学科博士課程委員会で決定する。